# 「自然の権利」基金 定款

#### 1. 名称

この基金の名称を「自然の権利」基金とする。 英語の名称を Fund for the Rights of Nature とする。

#### 2. 目的

「自然の権利」基金は、法的手段によって自然保護活動及び自然生態系保護をするとともに、自然保護活動及び自然生態系保護のために法的手段を活用する者に対する経済的支援を実施するために設立される。

## 3. 定義

この定款に定める法的手段・法的防衛行動とは、訴訟・民事調停・行政不 服審査・住民監査請求・公害調停・刑事告訴・刑事告発など紛争処理のため に用意されている法的手続き及びそれに関連して行われる諸活動をいう。

# 4. 所在地

この基金の事務所を、

愛知県名古屋市中村区椿町 15 番 19 号 学校法人秋田学園名駅ビル 2 階に設置する。

#### 5. 基金の活動

- ・この基金は、野生生物をはじめ、自然生態系保護のために法的手段を活用する者に対し、経済的支援を実施する。
- ・この基金は、「自然の権利」実現のために、機関紙の発行・セミナー・出版・研究・提言などの活動をすることができる。

#### 6. 活動資金

この基金は会員の会費・寄付、事業活動による収入を財源とする。尚、基金は理事会が不適当と判断する寄付を受けてはならない。

#### 7. 会員

会員は、この基金の活動目的に賛同し会費を納入した者とする。

#### 8. 会費

・会費の金額は理事会により決せられる。

- ・会員は、理事会が定める目的に限定して、会費を使用するよう求めることができる。但し、当該目的が達成され、あるいは達成不能と理事会が判断した場合には、限定されて納入された会費といえども理事会が適当と判断した他の目的に使用することができる。
- ・基金は、理事会が定める割合に応じて、目的が限定されて納入された会費 の一部を、この会の運営資金に充てることができる。
- ・既納会費はいかなる事由があろうとも返還しない。

## 9. 会員の権利

- ・理事会が援助適当と判断する野生生物などの自然物・自然生態系のための 法的防衛行動に対し、経済的支援をするよう依頼できる。
- ・自然保護運動のために必要な有償・無償の法的情報などを受けることが できる。
- ・会費の使用目的を理事会が定める特定の目的に限定した場合は、支援された運動団体・弁護団より、訴訟・その他法的防衛行動の関する情報を受け取ることができる。
- ・会員はいつでも退会できる。但し、この場合に会費は返還しない。
- ・会員は定例理事会で決議された事項の報告を受けることができる。

## 10. 会員は次の事由により資格を喪失する。

- ・退会、または除名された場合。
- ・死亡または失踪宣告を受けた場合。
- 会費を相当期間滞納した場合。
- 11. 理事会は、この会の名誉を傷つけ、又はこの会の目的に違反する行為があった場合に、当該会員を除名することができる。

#### 12. 理事会

- ・この基金の運営を決するために理事会が設けられる。
- ・理事会は年一度、定例理事会を開催し次の事項を決議しなければならない。
- 毎年度の事業計画及び事業予算
- 毎年度の事業報告及び事業決算

#### 13. 理事会の定数

理事会の定員は11名とする。但し、理事会の決議により増員することができる。

#### 14. 理事会の運営

- ・理事会は理事又は監事により招集される。
- ・この会は理事長も含む全理事の過半数による決議により運営される。可否同数の場合には議長により決せられる。
- ・理事会に欠員が生じた場合は理事会の決議により新たに理事が選任される。
- ・理事は理事会への出席、決議を他の理事に委任することができる。
- ・理事会は書面により決議することができる。
- ・理事会は拡大して理事以外の者を出席させることができる。
- ・理事会の議長は理事長が行う。理事長が選任されていない場合及び理事長が適当でない場合には理事会は他の理事を議長とすることができる。
- ・理事会議長は議事を事務局長に代行させることができる。

## 15. 理事の任期

- ・理事は新たな理事が選任されるまで職務を継続しなければならない。
- ・理事会は当該理事を除く3分の2以上の決議により、当該理事を解任する ことができる。理事の解任決議には当該理事は出席して意見を述べることが できるが、決議には参加できない。

#### 16. 理事長

理事長は理事会により理事の中から選出され、基金を代表する。

## 17. 監事

この会の業務、及び会計を監査するため監事を1名置く。監事の任期・資格等については理事の規定を準用する。

#### 18. 役員の報酬

理事及び監事は理事会の定めるところにより報酬を受けることができる。

#### 19. 援助を受ける個人・団体の義務

- ・援助を受ける個人・団体は、理事会により決せられる。
- ・援助を受ける個人・団体は、保護しようとする野生生物・自然生態系・自 然物などを明示しなければならない。
- ・援助を受ける個人・団体は、当該運動に活用する法的手段を明らかにしな ければならない。
- ・援助を受ける個人・団体は、当該保護運動利用しようとする法的手段に関する情報を、基金の求めに応じて基金に提供しなければならない。
- ・援助を受ける個人・団体は、原則として法的手段を活用するために援助を 受ける弁護士・法学者などの法律専門家の氏名・連絡先を明らかにしなけ ればならない。

・援助を受ける個人・団体は、この基金の求めに応じて、援助を受けた資金 の使用結果を報告しなければならない。求めに応じて、報告・必要な資料 の提供を怠る場合は、受けた援助を全額返還しなければならない。

## 20. 定款の変更

この定款は理事会の3分の2以上の決議により変更できる。

## 21. 公益法人化

この基金が、主務官庁の許可を受け公益法人化した場合には、会員・一切の財産・事業は、当該公益法人に承継される。

## 22. 解散

この基金は、理事会の全員一致の決議により解散する。解散された場合の残余財産は野生生物保護のために活動する他の団体に寄付されなければならない。

#### 23. 設立年月日

この基金の設立年月日は、1996年4月13日とする。

## 24. 施行

この定款は、1996年4月13日より施行する。